



# 茨城県報

第 2941 号

平成29年10月30日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定（福祉指導課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定（福祉指導課）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関及び施術機関の指定及び廃止（福祉指導課）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（福祉指導課）…………… 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）…………… 4
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 4
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 6
- 土地改良事業の適当決定（農林事務所）…………… 7

### 公 告

- 県営土地改良事業計画の変更（2件）（農村計画課）…………… 7

## 告 示

### 茨城県告示第1296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード名	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
1210 パイナップル整骨院（大峽 浩）	牛久市中央5-18-2	柔道整復	大峽 浩	平成29年9月21日	指定

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
432 株式会社 みなみ訪問 マッサージ (海老沼 義 彦)	千葉県野田市花井248-5	あん摩マッサージ 指圧	海老沼 義彦	平成29年 9月21日	指定

## 茨城県告示第1297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1711431 医療法人社団創知会 メ モリークリニック取手	取手市取手2-8-8 取手 赤羽ビル3階	精神科, 神経内科	医療法人社団創 知会 理事長 朝田 隆	平成29年 9月1日	指定
2910594 いきすの森クリニック	神栖市息栖3031-35	整形外科, 内科	森口 尚生	平成29年 9月1日	指定
3111200 きむら内科クリニック	東茨城郡茨城町前田675	内科, 循環器内科, 呼吸器内科, アレル ギー科, 血液内科	木村 朋文	平成29年 9月1日	指定

## 茨城県告示第1298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0212290 栗山整形外科	日立市日高町3-8-3	整形外科, リハビリ テーション科, 外 科, 内科, 皮膚科, 放射線科	栗山 直之	平成29年 8月1日	指定

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1810464 ホスピタル坂東	坂東市沓掛411	内科, 外科, 精神科, 神経内科, 整形外科, 皮膚科, 循環器 内科, 消化器内科, 消化器外科, リハビ リテーション科, 心 療内科, 形成外科, 脳神経外科	医療法人清風会 理事長 廣瀬 省	平成29年 8月1日	指定
1830567 ホスピタル坂東	坂東市沓掛411	歯科口腔外科	医療法人清風会 理事長 廣瀬 省	平成29年 8月1日	指定
1930979 ヒナ歯科&ケアクリニッ ク	牛久市牛久町3318-1 フー ドスクエア牛久刈谷店テナン ト棟	歯科, 小児歯科, 歯 科口腔外科	医療法人社団 重公会 理事長 能木場 公彦	平成29年 8月1日	指定
2032346 大久保歯科医院	つくば市大曾根3721-5	歯科, 小児歯科, 矯 正歯科, 歯科口腔外 科	医療法人社団 双峰会 理事長 大久保 純子	平成29年 8月1日	指定
2430631 サンテラスデンタルクリ ニク	守谷市久保ヶ丘2-1-1	歯科, 矯正歯科, 小 児歯科, 歯科口腔外 科	是永 達夫	平成29年 8月1日	指定
0144026 ミント薬局	水戸市酒門町255-2	薬局	株式会社ヘルス プランナー 代 表取締役 荻谷 寿登	平成29年 9月1日	指定
2940777 ひかり薬局 神栖店	神栖市息栖3031-35	薬局	アイアール ファーマシー株 式会社 代表取 締役 石塚 博 己	平成29年 9月1日	指定
7340213 倉持薬局 谷和原店	つくばみらい市小絹925-3	薬局	株式会社カワチ 薬品 代表取締 役 河内 伸二	平成29年 9月1日	指定
431 レイス治療院 取手 (小 林 航士)	取手市白山7-6-12 603	あん摩マッサージ 指圧	小林 航士	平成29年 9月11日	指定
0211557 栗山整形外科	日立市日高町3-8-3	整形外科, 外科, 内 科, 皮膚科, リハビ リテーション科	栗山 栄	平成29年 7月31日	廃止
1810423 ホスピタル坂東	坂東市沓掛411	内科, 外科, 精神科, 神経内科, 整形外 科, 皮膚科, 循環器 内科, 消化器内科, 消化器外科, リハビ リテーション科, 心 療内科, 形成外科, 脳神経外科	田中 勝也	平成29年 7月31日	廃止
1830500 ホスピタル坂東	坂東市沓掛411	歯科口腔外科	田中 勝也	平成29年 7月31日	廃止
1930953 ヒナ歯科&ケアクリニッ ク	牛久市牛久町3318-1 フー ドスクエア牛久刈谷店テナン ト棟	歯科, 小児歯科, 歯 科口腔外科	能木場 公彦	平成29年 7月31日	廃止
2031173 大久保歯科医院	つくば市大曾根3722-8	歯科, 小児歯科, 歯 科口腔外科, 矯正歯 科	医療法人社団 双峰会 理事長 大久保 純子	平成29年 7月31日	廃止

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2430490 医療法人社団千松会 サ ンテラスデンタルクリ ニック	守谷市久保ヶ丘 2 - 1 - 1	歯科, 矯正歯科, 小 児歯科, 歯科口腔外 科	医療法人社団 千松会 理事長 松下 庸子	平成29年 7月31日	廃止
2640138 茨城調剤薬局 後台店	那珂市後台3127-47	薬局	株式会社 日本 薬局 代表取締役 高澤 貢	平成29年 8月31日	廃止

## 茨城県告示第1299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0873800510 特別養護老人ホーム す だちの里	稲敷市蒲ヶ山77	介護予防短期入所 生活介護	社会福祉法人 月出里	平成29年 9月5日	指定
0873800528 デイサービスセンター すだちの里	稲敷市蒲ヶ山77	介護予防通所介護	社会福祉法人 月出里	平成29年 9月5日	指定

## 茨城県告示第1300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止 年月日
0812000800	サポートセンターここ ろ	つくば市筑穂一丁目 10番地10 中城テナ ント2階	グローバルサ ポート合同会社	就労継続支援A型	平成29年 11月1日

## 茨城県告示第1301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上新田木原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
稲敷郡美浦村大字大山字正直下311番から 稲敷郡美浦村大字大山字沖893番4まで	旧	最大 17.1 最小 8.0	92	
	新	最大 17.1 最小 8.6	92	区 域 追 加

茨城県告示第1302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤浜谷田部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
つくば市吉沼字北笹原6850番2から つくば市上郷字神手1080番1地先まで	(A) 旧	最大 11.5 最小 4.0	1,959	
		最大 57.0 最小 14.0		
つくば市吉沼字北笹原6849番から つくば市上郷字神手1147番4地先まで	(B)	最大 57.0 最小 14.0	2,181	
つくば市吉沼字北笹原6849番から つくば市上郷字神手1081番1地先まで	新 (B)	最大 57.0 最小 14.0	2,460	旧 道 移 管

茨城県告示第1303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
坂東市富田字南木原1432番3から 坂東市富田字南木原1481番2まで	旧	メートル 最大 18.2 最小 10.4	メートル 350	
	新	最大 26.7 最小 12.7	350	現道拡幅

茨城県告示第1304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 笠間市橋爪字若宮679番8から  
笠間市橋爪字若宮629番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月31日

茨城県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 つくば市片田字東田110番3から  
つくば市片田字下谷原105番4まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月30日

茨城県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 高田筑西線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字奥田字奥田218番6地先から  
筑西市大字奥田字奥田181番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月20日

茨城県告示第1307号

新治土地改良区理事長から平成29年8月9日付けで施行認可申請のあった、田土部地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年10月19日付けで適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に県南農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成29年10月30日

茨城県県南農林事務所長 坂 井 和 美

1 縦覧に供する書類

田土部地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

新治土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成29年10月31日から平成29年11月29日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所土地改良部門

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営奥野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画変更を知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成29年10月30日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 縦覧に供する書類

変更後の県営奥野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年10月31日から平成29年11月29日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営奥野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用道路）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画変更を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 29 年 10 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

変更後の県営奥野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用道路）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 29 年 10 月 31 日から平成 29 年 11 月 29 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 1 5 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)